

## 第1部「住民投票の再請求・再投票の考えかた」基本情報～川崎市検討委員会報告書より抜粋

## 1 検討委員会の検討内容

- ① 住民投票の投票結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの人、費用を費やした上で住民の総意として示されたものであることから、投票の結果に一定の効力期間を定める必要がある。また、議会や市長が尊重義務を果たすためには、一定期間、同旨の請求ができないようにする必要があるなどの理由から、多くの自治体が再発議の禁止期間を設けている。このことから、本委員会の議論の中でも再発議の禁止期間を設けるべきとの意見が出されている。
- ② 本委員会では、次のような理由から、再発議の禁止期間は不要と考える。
- ア 地方自治法による直接請求については、特別の規定がないだけでなく、同時に同じ趣旨の請求が平行すること（請求人は別）さえ禁止されていないことを踏まえると、制限期間を設けないことが望ましいと考える。
- イ 住民投票条例の再発議の制限期間に関する規定を設けたとしても、事案の同一性を誰が判断するのかという問題があり、また、署名収集、投票運動というハードルがある以上、同じものを連続して請求することは事実上困難であると思われ、そのため再請求を禁止する必要性は低いと考える。
- ウ 議会や市長は、投票結果を尊重する義務を負うものの、それに拘束されるものではなく、結果を尊重した事項であっても、状況等の変化が生じた場合には、自らの判断で変更できるものである。そのため、そのような判断の変更の是非を含め、住民投票条例によって、改めて住民投票で問うことを制限するのは困難と考える。

## 2 他の自治体の状況等

常設型の制度を設けている他の自治体では、名張市を除き、すべて2年の制限期間を条例に規定している。名張市では、1年の制限期間を設けているが、このほかにも、北海道静内町、三石町（ともに現「新ひだか町」、条例は失効）のように制限期間を3年とした事例もある。

又、長野県木曽福島町（現「木曽町」、条例は失効）のように制限期間を設けないとした事例もある。  
（以上、報告書37頁より）

## 【参考】9市比較表（+2市）に見られる再請求に関する規定状況

自治体名	規定内容
高浜市	住民投票の結果が告示されてから2年間が経過するまで（26条）
広島市	投票結果の告示の日から2年間（14条）
我孫子市	投票結果の告示の日から2年間（16条）
富士見市	結果が告示されてから2年が経過するまで（24条）
旧岩国市	住民投票が実施され、成立した場合には、その結果が告示されてから2年間が経過するまでの間（15条）
岸和田市	結果が告示されてから2年が経過するまでの間（18条）
名張市	結果が告示されてから1年が経過するまでの間（21条）
逗子市	結果が告示されてから2年が経過するまでの間（16条）
大和市	結果が告示されてから2年が経過するまでの間（20条）
川崎市	特別な規定なし（禁止期間をもうけていない）
北広島市	結果が告示されてから2年を経過するまでの間（14条）